

NTT JAPAN RUGBY
LEAGUE ONE 2025-26

SPEARS ORANGE STARTER

クボタスピアーズ船橋・東京ベイ





オレンジスターについて

「チームを応援したい」「地域を盛り上げたい」そんな想いを持つ企業の皆さんに、スピアーズとともに歩んでいただくパートナーシップです。

¥ 100,000 (税抜)

募集開始：2025年10月6日(月)～

契約期間：2025年12月1日(月)～2026年11月30日(月)

オレンジスターのメリット

01

公式HPへの社名ロゴの掲載



クボタスピアーズ船橋・東京ベイのチーム公式WEBサイトに貴社の社名ロゴを掲出いたします。

※リンクはなしとなります。

02

会場での社名ロゴ掲載



※昨シーズンのパートナーボード

会場に設置するパートナーボードに社名ロゴを掲載します。

03

ミニのぼり、
ウィンドウフラッグ贈呈



ミニのぼり、ウィンドウフラッグを贈呈します。(各1つずつ)

04

チケットの購入



ホストゲームのチケットを一般発売よりも安く早くご購入いただけます。(上限8枚)
チケットは専用サイトからご購入となります。



SPEARS ORANGE STARTER 規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社クボタ（以下「当社」といいます。）のラグビーチームであるクボタスピアーズ船橋・東京ベイ（以下「チーム」といいます。）のSPEARS ORANGE STARTERへの参画を希望する企業様（以下「申込者」といいます。）に提供される権益及び申込者の義務を定めたものです。申込者は本規約に定める事項を遵守しなければならないものとします。

第1条（申込み）

- 1 申込者は、本規約を承諾のうえ、以下のいずれかの方法により、SPEARS ORANGE STARTERへの参画の申込み（以下「本申込み」といいます。）を行います。
 - ① 所定の申込フォームに必要事項を入力し、当社に送信します。
 - ② 所定の申込書に必要事項を記入し、PDFにて申込書に記載されたメールアドレスへ送付します。
- 2 本申込みの手続は、当社が本申込みを承諾することにより完了し、当該完了時点をもって契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。
- 3 当社が本申込みを承諾した後は、名義変更等の申込内容の変更を行うことはできません。

第2条（権益）

- 1 申込者は、第8条に定める本契約の有効期間中、以下の権益を付与されるものとします。ただし、別段の定めがある場合を除きます。
 - ① チームの公式HPへの社名ロゴの掲載（※リンクの貼付けはなし）
 - ② チームの試合会場に設置するパートナーボードへの社名ロゴの掲載
 - ③ チームオリジナルミニのぼり、ウィンドウフラッグの贈呈（各1個）
 - ④ チームのホストゲームのチケットの優先購入
- 2 上記権益の具体的な内容は当社が定めるものとします。

第3条（申込金）

- 1 申込金は¥110,000円（税込み）とします。
- 2 当社は、本申込みの承諾後、申込者に対して請求書を送付します。申込者は、期日までに、当社が指定する口座に対し、申込金を振り込まなければならないものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。
- 3 申込者は、申込金の入金後いかなる場合であっても、申込金の払い戻し又は返金を受けることが出来ないことを承諾します。

第4条（反社会的勢力の排除）

申込者は、自ら及びその代表者、役員又は従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないことを表明し、確約します。

第5条（譲渡禁止）

申込者は、当社の事前の書面による同意なく、本契約により生じた契約上の地位を第三者に移転せず、また、本契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承し、又は担保に供しません。

第6条（秘密保持義務）

申込者は、本契約の履行に関連して当社から受領し又は知り得た当社の秘密情報を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩せず、また、本契約の目的以外に使用してはなりません。

第7条（個人情報の取り扱い）

当社は、申込者が当社に提供した申込者の個人情報を、申込者への連絡、事務処理等、本契約の履行に必要な範囲で利用するものとし、申込者はこれに同意します。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、2025年12月1日から2026年11月30日までとします。

第9条（違反時の措置）

申込者は、第4条の表明及び確約が虚偽のものであることが判明した場合、又は申込者が本契約の規定に違反した場合、第2条に定める権益の付与が終了し、本契約が解除されることを承諾します。

第10条（合意管轄）

本契約に関連して申込者及び当社間に生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上